

# 一般社団法人日本鳥学会 2024 年度会員総会 議事次第

日時：2024 年 9 月 15 日(日)16：00～17：15

(15:30～16:00 ポスター賞表彰後)

場所：東京大学農学部キャンパス

会場：口頭発表 A 会場（弥生講堂一条ホール）

開会宣言（副会長）

- ・会長挨拶
- ・大会会長挨拶

## 1. 報告事項

- (1) 一般社団法人日本鳥学会 2024 年度事業計画（会長） ..... 2
- (2) 理事会・代議員総会報告（会長） ..... 3
- (3) 各種委員会報告（各委員長） ..... 4

和文誌編集委員会報告，英文誌編集委員会報告，鳥類保護委員会報告，  
日本産鳥類記録委員会報告，鳥類目録編集委員会報告，大会支援委員会，  
企画委員会報告，広報委員会報告，基金運営委員会報告

- ・英文誌のオープンアクセスについて（英文誌編集委員会） ..... 7
- ・学会決議についての鳥類保護委員会の考え方（鳥類保護委員会） ..... 9
- ・学会決議・鳥類保護委員会決議の手続きについて（内規）（鳥類保護委員会） ..... 11
- ・ダイバーシティ推進 WG の取り組み（企画委員会ダイバーシティ推進 WG） ..... 13

### (4) 事務局関係報告

- 会員動向（事務局長） ..... 15
- 2023 年度会計決算・監査（会計幹事・監事） 別添資料（44 ページ）参照
- 2024 年度予算（会計幹事） 別添資料（50 ページ）参照
- 公正な選挙システムの検討（選挙システム検討 WG） ..... 16
- 定款施行規則の改正（事務局長） ..... 22
- 委員会等の規程類の法人化に伴う改正（事務局長） ..... 25
- 基金運営委員会関連の規定類の審議の経過報告（事務局長） ..... 42

その他

### (5) その他

- 2. 2025 年度大会開催地の紹介（2025 年度大会大会会長挨拶） ..... 43

## 3. 閉会宣言（事務局長）

一般社団法人日本鳥学会 2024 年度事業計画

**(1) 学術雑誌及び刊行物の編集**

- ・日本鳥学会誌を 2024 年 4 月と 10 月に発行する。
- ・Ornithological Science を 2024 年 1 月と 7 月に発行する。
- ・日本鳥類目録第 8 版を 2024 年 9 月に発行する。

**(2) 年次大会、シンポジウム、講演会などの開催**

- ・日本鳥学会 2024 年度大会を 2024 年 9 月 13 日から 16 日に東京大学で開催する。
- ・大会の公開シンポジウム『野生鳥類と高病原性鳥インフルエンザ：大規模感染に立ち向かう』を 2024 年 9 月 16 日に中央大学で開催する
- ・鳥の学校：標本製作講習を 2024 年 9 月 16 日に山階鳥類研究所で開催する。

**(3) 鳥学の研究、調査及び内外の関連学会との連絡提携**

- ・自然史学会連合，男女共同参画学協会等を通して関連学会との情報交換，連携を行なう。

**(4) 鳥学に関する情報の提供並びに鳥類の保全と管理に関する助言及び提言**

- ・ホームページや鳥学通信，SNS などを通して情報発信を行なう。
- ・必要に応じて鳥類やその生息地の保全、保護に関する提言，要望書等の提出等を行なう。

**(5) その他，学会の目的を達成するために必要と認めた事業**

- ・黒田賞，内田奨学賞，中村司奨励賞，日本鳥学会ポスター賞の募集をし，優秀な研究を表彰する。
- ・津戸基金によるシンポジウムの公募を行ない，鳥学に関するシンポジウムの助成を行なう。
- ・学会に寄せられた書籍を管理し，保管する。

※（定款第 45 条）本法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月末日までの年 1 期とする。

## 理事会・代議員総会報告

2024（令和6）年1月4日に登記を終え、一般社団法人日本鳥学会が設立された。2024年3月13日に第1回理事会を開催し、謝金・賃金規程案、旅費規程案、科学研究費補助金事務にかかる運営指針案、科学研究費補助金事務会計管理細則案が承認された。また、2025年に実施予定の代議員選挙に向けて選挙システム検討WGの立ち上げが承認され、当WGにより公正な選挙システムを検討することとなった。

2024年3月29日に定時代議員総会を開催し、2023年度決算案および定款施行規則案が承認された。

2024年6月11日に第2回理事会を開催し、黒田賞の受賞者として森口紗千子氏、中村司奨励賞の受賞者として飯島大智氏を決定した。第2回理事会では2023年度大会の決算、山階鳥類研究所との共催で2024年度大会時に鳥の学校を開催することが承諾された。英文誌のオープンアクセス、総会決議についての鳥類保護委員会の考え方、総会決議・鳥類保護委員会決議の手続きについて（内規）について意見聴取を行った。

2024年8月21日に第3回理事会を開催し、英文誌についてダイヤモンド・オープンアクセスの3年間無料トライアルに参加することが承認された。法人化に対応した和文誌編集委員会規程、日本鳥学会誌投稿規程、英文誌編集委員会規程、Ornithological Science 投稿規程、鳥類保護委員会規程、日本産鳥類記録委員会規程、鳥類目録編集委員会規程、大会規程、大会支援委員会規程、ポスター賞規程、企画委員会規程、広報委員会規程、図書管理委員規程の改正案が承認された。一方で、基金運用規定、基金運営委員会規程、内田奨学賞規程、黒田賞規程、中村司奨励賞規程については、今後の運用方法等に関する意見聴取を行い、引き続きこれらの規定類は改正作業を進め、次の第4回理事会で審議する予定である。第3回理事会では、選挙システム検討WGより公正な選挙システムの検討結果が報告され、鳥類保護委員会より改正された学会決議（旧・総会決議）についての鳥類保護委員会の考え方、学会決議・鳥類保護委員会決議の手続きに関する内規が示された。ダイバーシティ推進WGの取り組みについて代表から説明があった。

2024年8月28日に臨時代議員総会を開催し、2025年に実施予定の代議員選挙の方法を定める定款施行規則の改正案が承認された。

尚、第1～3回理事会、定時代議員総会、臨時代議員総会の議事要旨は、日本鳥学会ホームページの代議員総会・理事会・各種委員会報告 (<https://ornithology.jp/committees.html>) に PDF 資料として公開予定である。

## 各種委員会報告

## 和文誌編集委員会

**編集状況**：72 巻 2 号を 2023 年 10 月、73 巻 1 号を 2024 年 5 月に発行し、注目論文は川路則友さたちによる原著論文「センダイムシクイの繁殖生態とツツドリによる托卵」と高橋佑亮さんたちによる原著論文「農耕地帯で繁殖するチュウヒの狩り場環境選択」に決まった。73 巻 2 号も予定通り発行する見通し。投稿数は順調。

**J-stage アクセス状況**：2023 年のアクセス総数は昨年よりも若干増加した（79968 件）。国別内訳は昨年同様、日本が多数を占め(80%)、アメリカがこれにつぎ(14%)。国外からのダウンロードの割合は 2018 年(19%)から 2021 年(31%)まで上昇していたが、その後減少し 2023 年は 19%だった。

## 英文誌編集委員会

**編集状況**：23 巻 1 号と 2 号を発行。Editor's Choice はそれぞれ Toru NAKAHARA氏らによるシロガシラの日本本土への生息域の拡大に関する論文と、Nao NAGATANI氏らによるヒナ飼育中のウトウのエネルギー消費量に関する論文。2023 年の投稿数は 29 編（受理 13，却下 12，著者取り下げ，1 審査中 3），2024 年 1 月～8 月 27 日の投稿数は 23 編（受理 4，却下 5，審査中 14）。投稿数は頭打ちの状態。

**電子版アクセス状況**：資料トップへは昨年に比べ約 0.97 倍の 6,067 件，全文 PDF へは約 1.28 倍の 21,324 件。**BioOne 売り上げ収入**：1,981,089 円。**トムソンロイター社関係**：IF=0.5（Ornithology カテゴリ 29 誌中 22 位）。**その他**：英文誌編集委員会を 2024 年 4 月 22 日にオンラインで開催。来年 24 号から BioOne のオープンアクセス化トライアル（3 年間）に参加し，試行的に全論文をオープンアクセス化する予定。

## 鳥類保護委員会

2024 年 7 月 10 日にオンライン会議を実施した。1. 2024 年の活動状況について報告が行われた。これまでに 3 つの案件「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）に関する意見書」，「海鳥の集団繁殖地における外来哺乳類対策を求める要望書」，「世界自然遺産・知床における携帯電話基地局と太陽光パネルの設置計画の中止を求める意見への賛同について」について文書を発出した。2. 過去の総会決議及び委員会決議の案件の現状について各委員から報告が行われた。3. 今年度総会への決議案の申し込みはなかった。4. 風力発電等対応 WG 長から，2024 年の活動状況について報告が行われた。5. 「学会決議についての鳥類保護委員会の考え方」，「学会決議・鳥類保護委員会決議の手続きについて（内規）」を改訂した。

## 日本産鳥類記録委員会

日本産鳥類記録委員会は，下記の作業を実施している。

- (1) 目録第 7 版の記述事項に関する質問への対応
- (2) 目録分布記載の根拠文献や情報の確認
- (3) インターネット上の公表記録，個人的伝聞など文献化されていない記録収集
- (4) 日本における鳥類の記録に関する文献作成への協力

(5) 目録第 8 版編集について各地の協力者からの記録整理

(6) 目録 8 版発行後の新記録種の確認体制について検討

2023 年から 2024 年は、目録 8 版編集作業の一環として、日本各地の分布記録の整理を中心に行った。委員会は目録 8 版編集への第 2 回パブリックコメントにおける地方分布記録の整理作業を主に、2024 年 5 月、6 月に開催した。

### 鳥類目録編集委員会

第 8 版の編集に向けて目録委員会全体での Web 会合を 1/15, 3/1, 3/21, 5/31, 7/25, 8/8, 8/27 の計 7 回開催して議論してきた。無事 8/16 に入稿し、9 月 13 日からの東京大会では、第 8 版を販売できる見込みとなった。9/14 には協力者との意見交換会を開催し、第 8 版の編集総括と第 9 版に向けての議論を開始する。

第 7 版と同じ価格で販売予定。一般価格 5,500 円+送料、会員価格 4,000 円+送料、大会特別価格 4,000 円、大会時のみ学生は 3,000 円。

### 大会支援委員会

- ・2023 年度金沢大会の大会報告・決算・監査のサポートを実施した。
- ・2024 年度東京大会は、法人化後の最初の大会ということで、会計処理の方法など実行委員とともに新たな体制構築を進めた。
- ・2025 年度札幌大会については実行委員会に対して、情報提供等を行った。
- ・2026 年度大会開催の打診を行なった。大学との調整ができていないのでまだ公表できないが、開催の内諾は得ることができている。
- ・過去の大会収支をもとに参加費の目安を決めることを「大会運営指針」で定めた。

### 企画委員会

2024 年 7 月 27 日にオンラインで委員会を開催した。2024 年度大会にあわせて第 8 回日本鳥学会ポスター賞、第 15 回鳥の学校テーマ別講習会「標本製作講習」を実施する。男女共同参画関連では、2023 年 10 月 14 日にて開催された第 21 期男女共同参画学協会連絡会シンポジウムに参加し、鳥学通信に報告する予定である。また第 22 期シンポジウムにも委員が参加する予定。

### 広報委員会

2024 年 7 月 22 日にオンラインで委員会を開催した。事務局、各委員会からのウェブサイト更新依頼について数日以内に処理できている。アクセス数はひと月あたり約 33,000 件である。鳥学通信は概ね月 2 報を目標に更新をおこなっており、アクセス数はひと月あたり約 3,000 件である。Facebook のフォロワー数は約 2,800 名、X (Twitter) のフォロワー数は約 4,800 名となっており、鳥学会の活動内容を一般へ広報する重要な役割を果たしている。2024 年度大会実行委員会からの依頼を受け、大会ウェブサイトのテンプレートおよびサーバー・メールアドレスの提供をおこなった。

## 基金運営委員会報告

(1) 2024 年度学会賞選考結果：黒田賞は森口紗千子氏，中村司奨励賞は飯島大智氏を受賞候補者として選定し，理事会で承認された。内田奨学賞については応募がなかった。

(2) 2024 年度津戸基金助成の選考結果：津戸基金助成には 3 件の応募があった。基金運営委員会で審査の結果，「大阪湾・海鳥っぷシンポジウム・この鳥を見よ」を助成対象として選定し，理事会で承認された。

(3) 法人移行に伴う規程改正案：基金運営委員会については理事会で継続審議となった。

(4) 津戸基金募集期間変更：津戸基金助成の募集期間を，学会賞募集期間と同じく 3 月 31 日を応募締切とすることで理事会の承認を得た。

Ornithological Science が下記 2) ダイヤモンド・オープンアクセスの 3 年間無料トライアルへの参加することが、2024 年第 3 回理事会で承認されました。9 月中の U n i B i o に回答する予定です。ただし、トライアルの状況を見ながら、3 年後の仕組みを早めに検討する必要があります。

-----  
【背景】

科研費など、国の研究費による成果のオープンアクセス化の流れが加速

→ オープンアクセスの要件を満たしていないと、投稿先として選ばれなくなる恐れ

OS は、会費を支払った人が購読できる「購読料モデル」で行ってきた

→ ただし、著者自身が機関リポジトリやプレプリントサーバーに掲載前の最終稿を掲載することは OK としており、下記の 3) グリーン OA に該当するため、科研費の公開規定には対応できる

BioOne が、図書館などが払う購読料を原資に OA 化を進める「S2O モデル」のトライアルを開始予定（下記の 2) ダイヤモンド OA に該当）。

【オープンアクセスの段階】

1) ゴールド・オープンアクセス

掲載料を支払って、フルオープンにする（多くの場合、著者が費用負担）。

2) ダイヤモンド・オープンアクセス（今回、OS の公開プラットフォームである BioOne が提唱）

OA 化の原資は、図書館などの購読料（著者や学会は、OA 化の費用を支払わずに済む）。

※ 図書館などの大口の出資者（マックス・プランクなど）が、公益的な視点から支援する。

一方で、フリーライドの図書館が出てくる可能性も 0 ではなく、持続可能なシステムとなりうるかのトライアル。

→ BioOne が、9 月末まで、3 年間のトライアルに参加する学術誌を募集中

→ もし OS がトライアルに参加すると、掲載論文は即時オープンアクセスに。

その上で、3 年間のトライアル期間中の購読料収入は BioOne によって過年度並みに保証される（年間 100 数十万）。また、BioOne と購読先の図書館などとの契約方式が、図書館ごとの各誌選択方式から BioOne コンプリートという複数誌の一括契約になるため、OS を購読可能な図書館の数が今よりも増えるかも。

→ 【会員メリット】オープンアクセス化により、読者が増え、IF も上がるかもしれない

→ 【留意点】あくまで 3 年間のトライアル。そのため遅くとも 2 年終了時点くらいには、その後について改めて議論する必要がある（オープンアクセス前提で、新規の投稿論文の引受けを続けてしまうと、トライアル終了後も、その論文が受理・掲載されるまでオープンアクセス化の費用を OS が負担し続けることになって

しまう)

国内でBioOneに登録しているのは、哺乳類、動物、両は学会、鳥学会、古生物学会の5学会（ユニバイオプレスが仲介）。

### 3) グリーン・オープンアクセス ← OSはこの段階

会費を支払ったものが購読する「購読料モデル」を採用  
ただし OS では、著者自身がアプセプト原稿の最終版を、機関リポジトリまたはプレプリントサーバーに掲載することは認めているため、科研費の規定に、かろうじて対応可能



## 学会決議についての鳥類保護委員会の考え方

一般社団法人日本鳥学会事務局

前回の理事会（第2回理事会）の意見聴取の際に理事からコメントがあった内容を反映させた改訂版が、保護委員会委員長より2024年7月17日に提出されましたので報告致します。

=====

2024年8月21日改訂

## 学会決議についての鳥類保護委員会の考え方

日本鳥学会鳥類保護委員会

日本鳥学会は、学会員から提起される鳥類保護に関する事案について、理事会で討議・議決し、その結果を関係者・団体との協議・依頼等に活用しております。つきましては、ここに学会決議の採択基準や手順について、わかりやすい説明を記しておきます。

### ○ 学会決議の手順

学会決議は、鳥類保護委員会での討議、理事会での審議・承認、代議員総会への報告・意見聴取を経て発出されます。代議員総会は、毎年3月に定期総会、8月から9月にかけて臨時総会が実施される想定です。そのため、遅くともこれらの代議員総会が開かれる12週間前（3月の定期総会での決議を想定する場合は12月第1週、8-9月の臨時総会の場合は5月第1週）までに、鳥類保護委員会宛の決議採択依頼状と決議文案を、鳥類保護委員会（鳥類保護委員長、連絡先不明の場合には学会事務局に問い合わせ下さい）に文書で提出することが必要です。これらの文書は、日付や依頼元・依頼先、連絡先などの書式を整えて下さい。なお、提出以前の早い段階で、決議文案提出の意向があることを鳥類保護委員会にご連絡下さい。学会決議として採択されるまでの大まかなスケジュールは下記のとおりです。

### 【学会決議までのスケジュール】

- ・ 鳥類保護委員会宛の決議採択依頼状と決議文案提出（12月 or 5月）  
鳥類保護委員会による内容確認、決議提案者との情報交換、意見交換
- ・ 事務局への提出（1月 or 6月）
- ・ 理事会への提出（2月 or 7月）  
文案の修正、承認
- ・ 代議員総会での報告、意見聴取後、文書の発出（3月 or 8-9月）

最初の正式な依頼を受けてから、鳥類保護委員会が、依頼内容の妥当性、決議文案の適切さ（鳥学会の立場として）を検討し、必要に応じて、決議提案者と情報交換や意見交換を行います。この過程で、依頼内容を受託できない場合があります。鳥類保護委員会として、依頼内容が受託可能であると判断された場合には、学会として採択可能な内容であり、かつ決議をすることが有効だと考えられる最適な形にするよ

う、鳥類保護委員会内および決議提案者と相談して訂正を行います。

訂正された決議文案は、鳥類保護委員会からの提案として理事会に提出されます。その後、理事会において検討され、必要に応じて決議文案の内容にさらに修正が加えられるかもしれません。その場合には、鳥類保護委員会と提案者とでさらに検討を行い、理事会との協議が繰り返されることとなります。この段階で、理事会において鳥類保護委員会からの提案が否決される可能性もあります。

鳥類保護委員会と理事会とでこうしたきちんとした議論をするためには、時間がかかります。代議員総会の12週間前までに鳥類保護委員会への決議文案提出というのはぜひとも必要と私たちが考える時間です。

理事会で決議案が承認されると、代議員総会にて報告され、意見聴取が行われます。その後、決議文の発出となります。

### ○ 学会決議の採択基準

次に、鳥類保護委員会で学会決議案として採択する基準について補足します。鳥類保護委員会が提案を採択するにあたって必要条件となることは、

- (1) 提案（責任）者=当事者が明確であること、
- (2) 決議の提出先が明確かつ適切であること、
- (3) 提案者が、学会決議を有効に活用して、その目的を達成する十分な実績と手段を有すると期待されること、
- (4) 提出先に要望する内容が明確であり、学会が決議として採択する適切性、科学的な根拠を得るための具体的な方法、あるいは方法の案があること、です。

(1)は、鳥類保護委員会が、特定の（1人の）方と直接・具体的に提案について検討することができるために必要です。(3)～(4)は、学会決議が、今後、ますます社会的な価値のあるものとなり、後の学会員の活動の役にたつための準備でもあります。ただし、単純にこれはだめ、これはよいという基準は示せません。検討するときの考え方の基本となることは、学会というものが多様な考え方や価値観を科学的な方法によって検討・批判しあえる場であること、学会の活動の柔軟性および多様性を損なわないこと、です。科学というのは、この世界について一つの結論を導き出すような原理ではなく、共通の議論ができるための方法だと考えるとよいでしょう。学会は、それを実践する場の1つでしょう。

例えば、たいへん狭い地域の比較的小さい個体群の、日本全体でみるとそれほど特異的でないような鳥類や環境保護の問題であっても、要望する内容が具体的かつ妥当であり、鳥学会の活動の趣旨に沿うものであると判断されるなら、学会決議として採択する場合もありえます。反対に、世界的に重要な環境や種と認められているものの保護に関する提案であっても、要望内容や説明が曖昧であったり尊大であったり特定の価値観に固執しているような場合には、採択できなかったり、大幅な修正を提案することになるでしょう。大幅な修正が必要な場合には、鳥類保護委員会内と、委員会と提案者の間の議論に長い時間がかかります。

鳥類保護委員会は、過去の経緯も踏まえて、社会に対して責任のある科学者の団体として、また学会決議が「切り札」となりえるように、学会決議の課題とも取り組んでいます。このような学会の仕組みをご理解の上で、ぜひ有効に活用して下さい。

## 学会決議・鳥類保護委員会決議の手続きについて（内規）

一般社団法人日本鳥学会事務局

前回の理事会（第2回理事会）の意見聴取の際に理事からコメントがあった内容を反映させた改訂版が保護委員会委員長より2024年7月17日に提出されましたので報告致します。

=====

2024年8月21日

### 学会決議・鳥類保護委員会決議の手続きについて（内規）

日本鳥学会鳥類保護委員会

- 1.日本鳥学会決議または鳥類保護委員会決議を希望する鳥学会会員は、決議採択依頼状と決議文案を鳥類保護委員会（鳥類保護委員長）に文書として提出する。
- 2.学会決議は理事会により審議、決議され、代議員総会において報告し、意見聴取が実施される。この場合には、代議員総会期日の12週間前までにこれらの文書を提出することが求められる。また、提出以前の早い段階で、提出の意向があることを鳥類保護委員会に連絡することも求められる。
- 3.鳥類保護委員会では、依頼内容の妥当性、決議文案の適切さ（鳥学会の立場として）を検討し、受託するかどうかを決定する。その際、必要に応じて決議提案者と連絡を取り、情報交換、意見交換を行う。
- 4.依頼内容が鳥類保護委員会として受託可能であると判断された場合には、鳥学会又は鳥類保護委員会として採択可能な内容であり、かつ決議をすることが有効だと考えられる最適な形にするよう、鳥類保護委員会内において、また決議提案者との相談を通じて訂正を行う。そして、決議提案者と鳥類保護委員会との間で決議文案の合意を得る。
- 5.鳥類保護委員長から鳥学会事務局長に決議文案を送付する。事務局は内容を確認し、理事会に送付する。この際、承諾を得るまでの期間が十分あるように留意する。  
学会決議の場合には、総会期日の8週間前までに事務局長に送付することが求められる。その根拠は、余裕の期間を見て、最初の理事会でのML等による議論（以下、議論とする）に2週間、鳥類保護委員会に戻しての提案者との議論に2週間、再度の理事会議論に1週間、更に鳥類保護委員会・提案者間での議論に2週間、そして理事会議論に1週間です承となると仮定している。  
鳥類保護委員会決議の場合には、決議文案が鳥類保護委員長から事務局に送られた後、事務局・理事会の担当者の確認に1週間、鳥類保護委員会に戻しての提案者との議論に1週間、再度事務局に提出し、直近の理事会で審議される。ただし、緊急の場合には、直近の理事会を待たずに、メール審議等（1週間程度）です承されることもありうる。
- 6.事務局または理事会からの意見等があれば、鳥類保護委員会・決議提案者は修正・検討を行う。何度か鳥類保護委員会と事務局・理事会との間で修正案が検討されるかもしれない。
- 7.理事会からの承認が得られた後に、学会決議案の場合には代議員総会に報告し、意見聴取が実施される。
- 8.承認された決議文は会長名にて鳥学会長印（事務局が保管）を押印して、鳥類保護委員会決議の場合には

鳥類保護委員長名にて鳥類保護委員長印（委員長が保管）を押印し、必要な提出先へ持参するか郵送する。

9.鳥類保護委員会のウェブページに発出された決議文を掲載する。

（注）学会決議については鳥類保護委員会 Web ページに「学会決議についての鳥類保護委員会の考え方」（2024年8月21日改訂）を掲載している。

## ダイバーシティ推進 WG 報告

ダイバーシティ推進 WG（企画委員会）

WG 長 堀江明香

### ■活動報告

#### 1. メンバーの確定

本 WG は企画委員と企画委員以外の外部メンバー若干名で構成される。未定であった外部メンバーについて検討を行い、以下の通りメンバーを決定し、WG の体制を確定した。

企画委員：堀江明香、山本麻希、井上遠

外部メンバー：藤原宏子さん、熊田那央さん、越智大介さん、北沢宗大さん

オブザーバー：佐藤恵さん、藤田剛さん、綿貫豊会長

#### 2. WG のウェブサイトの開設準備

WG のタスクは、①情報収集と学会員に向けた情報提供、②学会員のニーズの把握と必要な活動の検討・実施、③意識啓発、の 3 つであり、今年度は①のうち、WG のウェブページの作成を目標の第一としている。現在は、WG ウェブページの開設にむけて、掲載予定の情報（会員数や委員会メンバーにおける女性比率）の整理とウェブページの体裁の試作を進めている。

#### 3. 東京大会におけるダイバーシティランチョンセミナーの開催

WG のタスクの③意識啓発に関して、2024 年 9 月の東京大会において、講師の先生を招聘して行うランチョンセミナーの開催を決定した。詳細は以下の通りである。

日時：2024 年 9 月 14 日（土）12:30-13:30 場所：口頭発表 B 会場

講師：裏出令子先生（京都大学 名誉教授 複合原子力科学研究所 特任教授）

タイトル：ダイバーシティとインクルージョンを妨げる壁 “無意識のバイアス”とは

要旨：先進国の中でジェンダーギャップ指数が最下位（2024 年 118 位）である日本においては、多くの組織がジェンダー・ダイバーシティとインクルージョンの実現に向けて大きな課題を抱えている。科学技術分野も例外ではなく、企業やアカデミアに所属する研究者の女性割合は OECD 諸国の中でとび抜けた最下位が定位置となっており、ジェンダーギャップ改善の速度も諸外国と比較してきわめて緩慢である。この背景には、従来型の家族制度の中で形成された慣習や文化を支える性別役割分担やジェンダーステレオタイプで代表される“無意識のバイアス”があり、制度の整備が進んでも無意識のバイアスのネガティブな影響の排除に取り組まない限り変革は進まないことが過去の事例から明らかとなっている。本講演では、「無意識のバイアスとは何か」、「無意識のバイアスがどのように女性の参画を妨げているのか」を、主に米国で行われ

た心理学や行動経済学の研究事例を交えながら紹介する。また、科学技術系学協会の連携団体である男女共同参画学協会連絡会が行ったアンケート調査で浮かび上がってきた日本の学会におけるジェンダーギャップの問題と、学会に求められる取り組みについても簡単にお話しさせていただく。

## ■今後の活動予定

### 1. 年次大会における「ダイバーシティに配慮した取り組み」への要望

今年度の東京大会においては、WG から大会実行委員会に対し、ダイバーシティに関わる配慮をいくつかお願いした。

- ①日本語を母語としない参加者への配慮 → 参加者名簿のアルファベット併記と ABC 順の掲載
- ②ハンディキャップのある参加者への配慮 → 配慮の要望についての連絡先案内  
→ 付き添いの介助者の大会参加費無料措置
- ③色弱者に配慮したプレゼンテーション作成の案内

以降の大会でも同様に取り組みへの要望、助言等を行いたいと考えているため、WG から大会支援委員会に常時 1 名を参加させたいと考えている。

### 2. 日本鳥学会ダイバーシティ推進宣言の発出

綿貫会長と相談のうえ、来年度を目標に「日本鳥学会ダイバーシティ推進宣言」の発出を行いたいと考えており、近日中に内容の検討に入る予定である。ダイバーシティ推進宣言は、どのような理念・取り組みを通してダイバーシティの実現を進めていくか、学会としての姿勢を示すもので、目的、行動理念、取り組み等の内容を明文化する予定である。

## 会員動向

一般社団法人日本鳥学会事務局

## 2024年度会員数 1,254名（2023年12月31日現在）

会員種別	2023年末	2022年末
名誉会員	6	6
永年会員	9	9
維持会員	13	14
普通会員	1,031	1,012
海外普通会員	4	3
学生会員	159	146
団体会員	32	32
海外団体会員	0	0
合計	1,254	1,222

## 都道府県別会員数

北海道 150,

東北 87（青森 15, 岩手 17, 宮城 31, 秋田 12, 山形 6, 福島 6）,

関東 471（茨城 57, 栃木 15, 群馬 11, 埼玉 58, 千葉 88, 東京 155, 神奈川 87）,

中部 206（新潟 35, 富山 6, 石川 20, 福井 9, 山梨 11, 長野 43, 岐阜 13, 静岡 16, 愛知 45, 三重 8）,

近畿 164（滋賀 18, 京都 30, 大阪 63, 兵庫 39, 奈良 10, 和歌山 4）,

中国 56（鳥取 2, 島根 8, 岡山 16, 広島 17, 山口 13）,

四国 25（徳島 5, 香川 6, 愛媛 9, 高知 5）,

九州 74（福岡 26, 佐賀 2, 長崎 10, 熊本 13, 大分 5, 宮崎 8, 鹿児島 10）,

沖縄 17,

海外 4

## 2023年度新入会員

101名

## 2023年度退会者

74名（退会届出 27名, 自動退会 [会費未納除籍] 45名, 物故 2名）

## 2023年度再入会者

5名

## 2023年度会員種別変更

15名

## 公正な選挙システムの検討

選挙システム検討ワーキンググループ

上沖正欣・守屋年史・天野一葉・松井 晋

日本鳥学会では、会長および評議員を選出する選挙で、2019年以前は紙投票、2021年以降は春恒社のマイページを利用する電子投票システムを導入しています。この電子投票システムでは、選挙管理委員は各会員の投票内容はわからない抽出データを利用して、開票作業や投票結果の集計を行っています。選挙結果報告に記載する白票を含む投票者数のデータを抽出するために、春恒社のシステム担当者がデータを取り出す際も、開票日の選挙結果データ取り出し時と同様に、個人情報削除した状態の必要データを抽出するので、選挙管理委員は管理者画面から投票者の投票内容を閲覧できません。

選挙結果が確定したあとは、春恒社は投票データを削除します。また、予期せぬシステムトラブル等が発生した際には、システム担当者は投票ログ投票履歴（ログデータ）にアクセスして、選挙結果の正確性を担保するための調査を行うことが可能です。このような現在の選挙システムは、投票履歴をシステム管理者が追跡できるため、投票の完全な匿名性に問題があるのではないかという意見が、2023年12月に開催された第4回評議員会で評議員から出されました。

紙の投票による選挙であっても、オンライン選挙で電子投票を採用したシステムであっても、有権者の複数回投票や選挙権のない人物によるなりすまし投票を防止するための「有権者の承認」と、他者から影響されることなく有権者が自分の意志で投票できるように誰が誰に投票したかわからない秘密投票による「投票の匿名性の担保」という相反する課題が生じます。そこで2025年度の代議員選挙に向けて、実現可能で公正な選挙システムを検討するためのワーキンググループを立ち上げました。このワーキンググループでは、まず（1）日本鳥学会と類似した規模の他学会が利用している選挙システムでは有権者がどのように承認され、投票の匿名性がどのくらい担保され、電子投票システムを管理する委託業者のシステム担当者が投票履歴を追跡できるのかについて情報蒐集しました。次に、（2）投票の匿名性がより高い新しい電子投票システム導入の実現可能性について検討しました。これらをもとに、（3）投票の匿名性を向上させるための現行のシステム改変と費用およびその問題点を挙げ、（4）現行の電子投票システムを継続し、投票の匿名性を強化させるための定款施行規則を改正することで解決できるか検討しました。そして最後に、（5）過去に実施していた紙投票、これまでに実施した電子投票システムを利用した選挙について評価し、これからルールを整備して現行の電子投票システムを運用することで投票の匿名性を担保できるか検討しました。

## 1) 日本鳥学会および他学会で利用している電子投票システム

：有権者の承認、投票の匿名性、システム担当者による投票履歴へのアクセスの可否

日本鳥学会：会員管理を委託している春恒社のマイページを用いた選挙

学会 A&B：会員管理を委託している国際文献社の投票サイトを用いた選挙

学会 C：(株) グラント『e投票』



日本鳥学会では、会員管理を委託している春恒社のマイページを用いた電子投票システムを採用しています。マイページへのログインが有権者の承認となります。選挙管理委員は各会員の投票内容はわからない抽出データを利用して、開票作業や投票結果の集計を行うことで無記名投票、すなわち投票の匿名性を担保しています。各会員が投票する際には、システム上にはログデータが残ります。万が一、予期せぬシステムトラブル等が発生した際には、システム担当者は投票履歴を含むデータにアクセスして、投票結果の正確性を調査することが可能です。

学会 A&B では、会員情報を管理している国際文献社のシステムを用いた代議員選挙を行っていることがわかりました。聞き取り調査に御協力いただいた選挙管理委員長からの情報によると、会員は自分の会員番号で投票サイトにアクセスすることで有権者として承認されます。各会員の投票履歴は選挙管理委員も学会役員もアクセスできず、集計結果のみが国際文献社から伝えられることで無記名投票による投票の匿名性が担保されます。また、特別な理由があっても、基本的に選挙管理委員会は投票結果のみが閲覧可能なため、投票者の追跡は不可能です。

学会 C が採用している『e 投票』では、会員情報を管理している委託会社（鳥学会では春恒社）から選挙管理委員は会員名簿を入手し、『e 投票』を運営する別会社に会員名簿を送ります。会員は会員 ID とは別に、選挙の際だけ個別に郵送もしくはメールにて通知される ID とパスワードで有権者の認証を行います。この会社のウェブサイトには「同一の IP アドレスから多人数の投票が行われたときには、この監査証跡によって不正の疑義を発見することが可能」と説明されており、各有権者の投票履歴はシステム上に残ります。

まとめると、現行の日本鳥学会の電子投票システムは、類似した規模の他学会が利用している選挙システムと有権者の承認（ID とパスワードによる認証）の方法はほぼ同じです。現在のシステムでは、『e 投票』と同様に個人の投票履歴がシステム上に記録され、システム担当者による追跡が可能です。もし春恒社から学会側に個人の投票履歴を含む情報が提供された場合には、投票の匿名性が担保されない状況になります。国際文献社では、不正など特別な事情があっても、選挙管理委員会による個人の投票履歴の追跡は不可能という立場を明言しており、いかなる場合においてもこの立場を維持することで投票の匿名性は担保されます。

## 2) 投票の匿名性がより高い新しい電子投票システムの導入の実現可能性

投票の匿名性がより高い新たな電子投票システムとして、仮想通貨の送金とほぼ同じ仕組みのブロックチェーンを用いたネット投票の実施例がいくつか報告されています（例：2018 年米ウェストバージニア州の中期選挙、2019 年つくば市の実証実験、2020 年米ユタ州の大統領選挙）。ブロックチェーンのアカウントは、アカウント名やドメイン名が含まれるメールアドレスと異なり、英数字が入り交じった形で構成され、そのアドレスを見ただけでは個人まで特定できないことで、投票の匿名性が担保されます。ただ、ブロックチェーンを用いたネット投票は一般的に利用できるサービスとしては提供されていません。また、ブロックチェーンを含めたネット選挙の危険性を指摘する専門家もいます。ブロックチェーン導入が盛んなエストニアでは税金、医療、教育、交通などの行政サービスにおける文書のタイムスタンプに独自のブロックチェーンが使用されていますが、国政選挙の電子投票の

データ基盤としてブロックチェーンは用いられていません。

個人の投票履歴に委託業者のシステム担当者もアクセスすることが不可能で、各会員が誰に投票したのか完全に分からない電子投票システムは、調べた限りでは、学会の会員管理等を請け負う会社、または、オンライン選挙を提供している会社のサービスの中にはみつかりませんでした。まとめると、投票の匿名性がより高い、現行とは異なる新しい電子投票システムは、現時点で一般的なサービスとして提供されていません。

### 3) 投票の匿名性を向上させるための現行のシステム改修案の費用とその問題点

現行の春恒社のマイページを用いた電子投票システムを 35 万円（税別）かけて改修することで、システム担当者も有権者の投票履歴が記録されたデータに開票時にアクセスできないようにすることができます。このシステム改修により、監査証跡となるログデータはあらかじめ設定されたプログラムにより自動削除されます。ただし、このシステム改修を行った場合でも、サーバーには有権者の投票履歴を含むデータが一時的に保存されるため、システム担当者による有権者の投票履歴へのアクセスをシステム上で完全に不可能にしているわけではなく、上述のブロックチェーンを用いたネット投票のような根本的な解決策になっていません。

システム改修によるログデータの自動削除は、予期せぬサーバートラブル等が発生した場合、システム担当者が有権者の投票履歴から選挙結果の正確性を確かめる調査が実施できないデメリットが生じます。万が一、サーバートラブル等にシステム担当者が対処できないことで選挙をやり直すことになった場合、代議員、理事、会長、副会長、事務局の選出が大幅に遅れるため、学会運営に大きな支障をきたすことが懸念されます。

### 4) 現行の電子投票システムを継続して投票の匿名性を強化させるための定款施行規則改正の提案

有権者の投票履歴がシステム上に残る電子投票システムを用いた場合においても、選挙管理委員や学会役員などを含む全ての学会員が、個人の投票履歴を含む情報の受け渡しを例外なく禁止することで、匿名性の高い投票を実現することができます。このため定款施行規則に、すべての学会員は代議員選挙における各有権者の投票内容が特定可能な情報の受け渡しを行ってはいけないという主旨の文言を追加することを提案します。この文言の追加・修正・削除には、代議員総会での承認が必要です。

この方法で投票の匿名性を強化させた場合、追加の費用が発生しないこと、予期せぬサーバートラブル等が発生した場合にシステム担当者は選挙結果の正確性を調査することが可能であること、などのメリットがあります。もし電子投票システムにトラブル等が発生した場合、委託業者のシステム担当者は投票履歴等をもとにエラーの発生状況を調査し、選挙結果の正確性だけを学会側に報告します。投票履歴は学会側には渡されません。つまり、学会側が受け取り可能な情報は、いかなる状況においても、個人の投票履歴等が特定できない投票の匿名性が担保されるものに限定されます。

### 5) 日本鳥学会における従来の紙投票と電子投票、今後の電子投票案のメリットとデメリット

#### <紙投票>

日本鳥学会が 2019 年以前に実施していた紙投票の選挙では、全ての有権者に投票用紙（色付き）や

被選挙人名簿、返信用封筒等を委託業者より送付して、無記名で直筆で記入して選挙管理委員に普通郵便で投票用紙を返送する方法が取られていました。このような紙投票の選挙の場合、投票用紙と封筒は基本的に無記名で返送されてくるため、有権者1名による重複投票や選挙権のない人物からの不正投票を防ぐことは難しくなります。公正な選挙を実施する上で重要な要素のひとつとなる「有権者の承認」の観点からみると、各会員がマイページにログインするためにIDとパスワードを必要とする電子投票の方が、紙投票より信頼性が高いといえるでしょう（表1）。一般的な国政選挙のように有権者が投票所に来て、運営スタッフが本人確認を行ってから紙投票を行う場合には、有権者の承認の信頼性は非常に高くなりますが、その方法は本学会の選挙では実施が事実上不可能です。

紙投票の選挙では、無記名投票のため基本的には投票の匿名性が担保されます。ただし、無記名であっても、記入された文字の筆跡鑑定、返送された封筒に残る消印などから、投票者が特定されるリスクもあるので、投票用紙を用いた無記名投票の匿名性は絶対であるとはいえないでしょう（表1）。また投票用紙は無記名でも、返信用封筒に名前が書かれている場合には、投票の匿名性が担保されない状況になり得ます。

以上の検討結果をふまえ、検討グループはこれまでの電子投票 2021&2023 については以下の通り評価します。

日本鳥学会が 2021 年と 2023 年に実施した電子投票の選挙では、前述のとおり、マイページへのログインが有権者の承認となり、選挙管理委員は各会員の投票履歴がみえないデータのみを扱うため、無記名投票、すなわち投票の匿名性が担保されます。ただし、各会員が投票する際、システム上には投票履歴が残るため、鳥学会から春恒社に監査証跡を用いた調査を要請することで、システム担当者は投票ログにアクセスして、個人の投票履歴を調査することが可能です。これまでに日本鳥学会では個人の投票履歴の調査等は依頼していませんが、投票の匿名性が担保されない情報の取扱いに関する取り決めは行っていませんでした。このため、2023 年第 4 回評議員会で評議員から懸念が示されたとおり、場合によっては、学会役員が投票者の投票履歴の調査依頼と情報提供を何の制限もなく、入手してしまうリスクがあったということができてしまうでしょう。

最後に電子投票 2025 については以下の通りを進めることを提案します。

従来と同様の電子投票システムを継続して使用する。ただし、前述のとおり、定款施行規則に、すべての学会員は代議員選挙における各有権者の投票内容が特定可能な情報の受け渡しを行ってはいけないという主旨の文言を追加することで、投票の匿名性を強化させることができます（表1）。選挙管理委員会や事務局と選挙システムを管理する委託業者との間の信頼関係やモラルに依存するだけでは、投票の秘密が守られているとは言えません。定款施行規則に上記の文言を追加することで、今後実施される代議員選挙では、全ての学会員が投票の匿名性に関するこの取り決めを遵守する必要があります。それでも個人の投票履歴がシステム上には残ることから、完全に投票の匿名性が担保されているとはいえないことも事実です。ただ、定款施行規則の定め違反して、投票の匿名性を担保できない情報を取り扱った学会員に対しては、最悪のケースの場合には、代議員総会の議決により除名するという選択肢も取れることから、投票の匿名性を担保するルールを整備して、定款施行規則に明記しておくことは、選挙不正を未然に防ぎ、公正な選挙を今後実施する上で十分な効果はあると考え

ます。

#### 参考にした情報

- [投票用紙で本人を特定できる？ 電子投票で実現する無記名投票 e投票 \(e-tohyo.com\)](http://e-tohyo.com)
- [ブロックチェーンでついに「ネット選挙」が実現？その仕組みとは:わかる！ブロックチェーン:START! -基礎から学ぶ、マネー&ライフ- :朝日新聞デジタル \(asahi.com\)](http://asahi.com)
- [ブロックチェーンによる電子投票とは？投票におけるブロックチェーンの可能性に迫る | トレードログ株式会社 \(trade-log.io\)](http://trade-log.io)
- [監査証跡（オーデイトトレイル）とは - 意味をわかりやすく - IT用語辞典 e-Words](http://e-words.jp)
- [監査証跡とは？内部不正対策を行うために必要な知識や情報を解説 | 漏洩チェッカー \(stmn.co.jp\)](http://stmn.co.jp)

表1. 日本鳥学会における従来と今後の選挙システム（紙投票・電子投票含む）及び他学会の電子投票システムの比較

	有権者の承認	無記名投票（投票の匿名性）	予期せぬサーバトラブル等への対処	追加費用
日本鳥学会				
紙投票（2019年以前）	△ 投票用紙の会員への郵送	△（筆跡から個人特定は不可能ではない）	－	－
電子投票（2021-23年）	○ マイページへのログイン	△（情報受け渡しの取り決め無し ・システム担当者は個人特定可能）	可能（ログデータから対処可能）	なし
電子投票（システム改変）	○ マイページへのログイン	◎（ログデータ削除で個人特定は不可能）	不可（ログデータ削除で対処が不可能）	35万円
電子投票（2025年推奨）	○ マイページへのログイン	◎（投票履歴含む情報の受け渡しを禁止 ・システム担当者は個人特定可能）	可能（ログデータから対処可能）	なし
学会 A&B				
電子投票	○ 会員番号から投票サイトへ	◎（投票履歴の受け渡しは不可）	不明	－
学会 C				
電子投票	○ ID・パスワード入力	○（システム担当者は個人特定可能）	可能（ログデータからおそらく対処可能）	－

一般社団法人日本鳥学会定款施行規則の改正

一般社団法人日本鳥学会事務局

2025 年度に実施予定の代議員選挙に関する細則を定款施行規則に追加することが 2024 年 8 月に開催した臨時代議員総会で議決されました。赤字は追記した個所を示す。

=====

一般社団法人日本鳥学会定款施行規則

令和 6 年 3 月 29 日制定

代議員総会は、一般社団法人日本鳥学会定款（以下「定款」という。）により代議員総会が定めるものとされている事項につき、この施行規則をもって定める。

第 1 章 会費

第 1 条 定款第 7 条により定める会費は、定款で定める年度（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）ごとに以下のとおりとする。

- (1) 普通会员 年額 5,000 円
- (2) 維持会員 年額 10,000 円
- (3) 学生会員 年額 3,000 円
- (4) 団体会員 年額 10,000 円

2 前項の改正には理事会の同意を必要とし、会長が会員総会への報告をした翌年度から適用する。

第 2 章 会員の権利

第 2 条 会員は次の権利を有するものとし、運用の詳細は、その都度理事会が定める。ただし、団体会員は（1）の権利のみを有する。

- (1) 和文誌および英文誌の配布もしくはオンラインでのアクセス権付与
- (2) 和文誌への投稿
- (3) 大会での発表、その他本会の行う行事への参加
- (4) 本会の公募する賞等への応募
- (5) 会員総会における議決権、代議員選挙における選挙権ならびに被選挙権
- (6) このほか、定款で規定する権利

第 3 章 代議員

第 3 条 定款第 12 条第 4 項により、この章において、代議員に関する細則を定める。

第 4 条 代議員の資格は、会員（ただし、団体会員を除く。）とする。ただし、選挙管理委員会が指定

する期日までに会費を納入しない会員の権利行使は、制限されることがある。

第5条 代議員の定数は30名とし、5名以上の欠員が生じたときには、補充の代議員の選任に努めなければならない。

第6条 代議員の選出は、電子媒体又は郵送を用いて行う選挙による。

2 前項の選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。何人も、投票の秘密を侵す情報や電子記録等を要求したり、受け渡したりしてはならない。

第7条 代議員の選挙の運営に当たるため、代議員総会は、会員の中から3名以上を選挙管理委員に委嘱し、選挙管理委員は選挙管理委員会を組織する。

第8条 選挙管理委員会は、選挙年度の会員資格（会費納入状況）を確認して被選挙人名簿を作成する。

2 選挙管理委員会は、被選挙人名簿に登載された会員の中から、代議員のうちで首席となり、かつ、会長の適任者として推薦される者（以下「首席代議員」という。）の候補を受け付ける。

3 首席代議員候補は、会員2名以上により推薦を受けた者、もしくは立候補者のいずれかとする。ただし、推薦者は、被推薦者の内諾を得るものとする。

第9条 選挙管理委員会は、会員に対して以下のものを公示する。

（1）被選挙人名簿

（2）首席代議員候補の氏名及び推薦を受けた候補の場合は推薦文と推薦者名、立候補した候補の場合は所信表明文。

第10条 会員は、被選挙人名簿の中から代議員にふさわしいと思う者15名までの氏名を記すとともに、そのうちから首席代議員にふさわしいと思う者を1名選ぶものとする。

第11条 開票作業は、選挙管理委員又は選挙管理委員会が会員の中から委嘱した1名以上の立会人の監視のもとに行う。

第12条 得票が多い者から順に定数までが代議員の当選者とする。

2 最下位同点の場合は若齢の者を当選者とする。

3 当選者には、代議員としての責務を果たし、代議員を引き受けることの確認を行う。辞退者4名までは補充の代議員を選任しない。第5条で定める定数に対して欠員が5名以上にならないよう、次点者以下より順次繰上げ当選として、補充の代議員を選任に努めなければいけない。

4 首席代議員にふさわしい者として、最多票を得た者が首席代議員として選出される。

5 前項の最多得票者が複数名の場合には、若齢の者を首席代議員とする。

6 首席代議員にふさわしい者として最多票を得た得票者に首席代議員としての責務を果たし、首席代議員を引き受けることの確認を行う。辞退の場合には、次点者以下より順次繰り上げ当選とする。

第13条 次のような投票は無効として各々処理する。

（1）定数を越えて記入した場合、その投票用紙のすべてが無効。

（2）所定の電子媒体、あるいは郵送投票で所定の投票用紙を使用しなかった場合、その投票のすべてが無効。

（3）姓のみを記入した場合、その記入のみが無効。

（4）被選挙人名簿に掲載されていない氏名を記した場合、その記入のみが無効。

（5）重複して氏名を記入した場合、重複分のみが無効。

（6）首席代議員にふさわしい者として2名以上が指名されている場合、首席代議員の選出のみが無効。

第14条 選挙管理委員会は、選挙結果を公示する。

第15条 代議員総会は、首席代議員に選出された者を理事に選出するとともに、会長の適任者として理事会に推薦するものとする。

第16条 この規則に定めのない事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

#### 第4章 報酬等

第17条 定款第29条第3項により定める役員の職務を行うために要する費用の支払いは、以下のとおりとする。

- (1) 旅費として、鉄道賃、航空賃、宿泊費、日当等を、本会旅費規程に準じて支払う。
- (2) 前号の旅費のほかに、本会謝金・賃金規程により、会員に支払われる謝金の範囲内で、謝金を支払うことができる。

#### 第5章 雑則

第18条 この規則は、代議員総会で決議することにより、改正することができる。ただし、代議員定数の改正は、会員数の動向を勘案して行わなければならない。

- 2 この規則を改正する議案は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が提案する。

#### 附則

1. この規則は制定の日から施行する。
2. 第3章の規定については、代議員の選出方法等について引き続き検討を行い、令和7年に行われる代議員の選挙までに、必要な改正を行うものとする。

#### 附則

この規則（一部改正）は、令和6年9月7日から施行する。



## 法人移行に対応した規程類の改正

一般社団法人日本鳥学会事務局

2024（令和6）年1月4日に登記を終え、一般社団法人日本鳥学会が設立され、これまでの旧任意団体と一般社団法人の日本鳥学会は組織体制が変わりました。「定款」には、組織体制に関する重要事項が定められており、改正する場合には代議員総会の決議が必要です。「定款施行規則」には、定款事項の運用細則ないし事務的事項が定められており、こちらも改正する場合には代議員総会の決議が必要です。委員会規程などの規程類（日本鳥学会誌投稿規程、Ornithological Science 投稿規程、基金運用規程、内田奨学賞規程、黒田賞規程、中村司奨励賞規程を含む）は、理事会が定める諸規程で、改廃する場合には理事会の決議が必要です。一般社団法人日本鳥学会において、理事会の決議で定める規則は、法人移行後は「規程」に統一します。尚、定款施行規則や規定類の下位規則は定款に違反してはいけません。

2024年8月21日に開催された第3回理事会で、下記の規程の改正が承認されましたので報告します。赤字は追記された個所を示す。

### 和文誌編集委員会

和文誌編集委員会規程、日本鳥学会誌投稿規程

### 英文誌編集委員会

英文誌編集委員会規程、Ornithological Science 投稿規程

### 鳥類保護委員会

鳥類保護委員会規程、

### 日本産鳥類記録委員会

日本産鳥類記録委員会規程

### 鳥類目録編集委員会

鳥類目録編集委員会規程

### 大会支援委員会

大会規程、大会支援委員会規程

### 企画委員会

ポスター賞規程、企画委員会規程

### 広報委員会

広報委員会規程

### 図書管理委員

図書管理委員規程

一般社団法人日本鳥学会ポスター賞規程

- 第1条 ポスター賞は、一般社団法人日本鳥学会大会においてポスター発表を行った本学会員で、自薦による応募者の中から、選考を経て選ばれた者に授ける。
- 第2条 対象者は、30歳以下の者（当該大会が行われる年の4月1日時点）とし、かつポスター発表の筆頭発表者であり、当該大会に参加し、発表をする者とする。過去に、黒田賞、内田奨学賞、中村司奨励賞、日本鳥学会ポスター賞を受賞した者は対象としない。
- 第3条 授賞は審査対象分野ごとに毎年原則として1名とする。審査対象分野は年度ごとに数分野を企画委員会が設定し、募集時にこれを公表する。
- 第4条 受賞候補者の選考は、企画委員会が設置するポスター賞審査委員会が行う。ポスター賞審査委員会は、企画委員会の担当者、およびポスター賞審査委員からなる。ポスター賞審査委員は学会員で、かつ原則として企画委員以外の中から、企画委員会が依頼した者とする。
- 第5条 ポスター賞審査委員会は、審査対象分野ごとに受賞候補者を選定し、企画委員会委員長に推薦する。企画委員会委員長はポスター賞審査委員会の答申を受けて審査対象分野ごとに受賞候補者を決定し、受賞候補者の氏名と審査結果を会長に報告し、会長の承認で受賞者を決定する。
- 第6条 受賞者には原則として当該大会の会員総会において、賞状を授与する。原則として副賞はなしとする。
- 第9条 この規程の改正は、企画委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会ポスター賞規定を一般社団法人日本鳥学会ポスター賞規程に改正した。
2. この規程は2024年8月21日から施行する。

一般社団法人日本鳥学会大会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本鳥学会は、鳥学の普及発展に寄与するために、研究成果の発表および鳥学研究者の交流と親睦の場を提供することを目的とし、年次大会（以下、大会）を開催する。

(名称)

第2条 大会の名称は「一般社団法人日本鳥学会大会」とし、開催年度を加えて「一般社団法人日本鳥学会2024年度大会」等、表記することができる。英語での表記は「The Ornithological Society of Japan Annual Meeting」とし、会名は略記可能とする。開催年度を加えて「OSJ Annual Meeting 2024」等、表記することができる。

(開催)

第3条 大会は年1回開催される。

(運営)

第4条 大会の開催とその責任は学会が負うが、各年次大会の運営は本規程第5条が定める大会実行委員会が担い、大会支援委員会が支援する。

(大会実行委員会の設置)

- 第5条 大会の準備および運営のため、開催地において大会実行委員会を組織する。
2. 大会実行委員会は、開催地とは別に運営上必要な事務所を定める。
  3. 大会実行委員会は、大会プログラムの内容と編成を決定する。
  4. 大会実行委員会は大会を運営するため、別に定める大会運営方針に基づき大会運営に必要な事項を担当する。

(開催地)

第6条 大会支援委員会は大会開催候補地を選考し、学会事務局と調整の上、候補地の会員に打診し内諾を得た上で、原則として開催前々年度の理事会に諮る。理事会で承認された大会開催地は、開催前年度の会員総会で会長により報告される。

(日程)

第7条 大会日程は大会実行委員会が定め、開催前年度の会員総会で当該大会会長が報告する。

(参加費等)

第8条 大会実行委員会が大会参加費と懇親会費、要旨集代を定め、開催の前年までに理事会の承認を得る。

(行事)

第9条 大会では以下の行事を催行する。

- 1) 一般講演（口頭発表・ポスター発表）
- 2) 自由集会
- 3) シンポジウム
- 4) 会員総会
- 5) 本会が定めた各賞授与式、受賞講演
- 6) 懇親会

## 7) その他、大会実行委員会による企画

### (参加資格・発表資格)

第10条 大会には本大会の目的を理解し、所定の手続きを経たすべての者が参加できる。会員資格は問わない。

2. 一般講演の発表者、および自由集会主催者は、団体会員を除く会員に限られる。発表者として一般講演できるのは一人一題に限られる。ただし共同発表者としてはその限りではない。一般講演の共同発表者、シンポジウム、および、自由集会の発表者には、会員以外を含むことができる。
3. 鳥学普及の観点から、高校生以下の生徒による一般講演（ポスター発表に限る）発表者は、会員に限らないこととする。
4. 発表内容の質を担保するという観点により、高校生以下の生徒による一般講演発表では、発表内容等に基づいて大会実行委員会が発表資格を審査することができる。

### (大会参加者の義務)

第11条 大会参加者は、原則として、大会参加費を支払わなければならないが、ポスター発表をおこなう高校生以下の全ての生徒とポスター発表1件につき引率者1名は参加費を支払わなくてよい。公開シンポジウムは無料で参加できる。他に、大会実行委員会が必要と認めた場合、大会参加費の支払いが免除される場合がある。

2. 大会参加者は会則第2章第3条および本**規程**、ならびに著作権法等関連する法令を遵守しなければならない。

### (大会会計)

第12条 大会会計は大会実行委員会と大会支援委員会が共同で行う。全体の責任者は大会会長とする。

2. **大会予算は大会前年度の11月末までに作成し、学会予算として、理事会の承認を得る。**
3. 大会会計の決算は、**税理士および会計監事（大会実行委員、大会支援委員、学会事務局員および理事以外の会員を充てる。）**による監査をおこなった後、**理事会の承認を得る。**

### (大会経費)

第13条 大会実行委員会と大会支援委員会は大会の開催にあたり、大会参加費と各種助成金・広告料等を主たる収入とし、その範囲内の大会運営に努める。

2. 大会参加費等の収入が得られる前の準備を大会実行委員会が円滑に進めることを目的に、**事務局は予算の範囲内で仮払い金を支出する。**

### (大会口座)

第14条 会長は**大会参加費振込用**の名義の口座の管理を**大会支援委員会**に委ねる。

### (プログラム・要旨集)

第15条 大会講演要旨集の著作権は**一般社団法人**日本鳥学会に帰属する。ただし、投稿者は自身の講演要旨を自由に使用することができるとともに、内容に関する責任を負う。

2. 投稿された講演要旨が、法令および公序良俗に反すると大会会長が判断した場合、大会会長は会長と協議の上、著者に内容の修正を求めるか、講演を差し止めることができる。

### (大会ウェブサイト)

第16条 大会ウェブサイトの著作権は**一般社団法人**日本鳥学会に帰属する。また、大会実行委員会は大会ウェブサイトについて著作者人格権を行使しない。

### (規程の改正)

第17条 この規程の改正は、大会支援委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

#### 附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会大会規定を一般社団法人日本鳥学会大会規程に改正した。
2. この規程は2024年8月21日から施行する。

一般社団法人日本鳥学会英文誌編集委員会規程

- 第1条 英文誌編集委員会（以下編集委員会とする）は“Ornithological Science”を編集する。
2. 編集委員は前任編集委員会において候補者を選出し理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 第2条 編集委員会には編集委員長1名と副委員長若干名を置く。
2. 編集委員長および副委員長は委員の互選によって選出する。
3. 編集委員長は委員会を代表し、雑誌の編集および委員会の運営に関して責任を持つ。
4. 副委員長は雑誌の出版に関わる実務を担当する。
- 第3条 編集委員長は編集委員会を招集し、その議長を務める。
2. 編集委員会は毎年1回以上開催する。
3. 編集委員会は編集委員の過半数の出席によって成立する。
4. 会長、副会長および和文誌編集委員長は編集委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第4条 編集委員および正副委員長の任期は2年とし、再選を妨げない。
2. 編集委員長、副委員長の連続3選はできない。
- 第5条 この規程の改正は、編集委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会英文誌編集委員会規定を一般社団法人日本鳥学会英文誌編集委員会規程に改正した。
2. この規程は2024年8月21日から施行する。

一般社団法人日本鳥学会和文誌編集委員会規程

- 第1条 和文誌編集委員会（以下編集委員会とする）は、「日本鳥学会誌」を編集する。
2. 編集委員は前任編集委員会において候補者を選出し理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 第2条 編集委員会には編集委員長1名と副委員長若干名を置く。
2. 編集委員長および副委員長は委員の互選によって選出する。
3. 編集委員長は委員会を代表し、雑誌の編集および委員会の運営に関して責任を持つ。
4. 副委員長は原稿査読と編集に関わる実務を担い、論文受付・査読担当と印刷所連絡担当を分掌する。
- 第3条 編集委員長は編集委員会を招集し、その議長を務める。
2. 編集委員会は毎年1回以上開催する。
3. 編集委員会は編集委員の過半数の出席によって成立する。
4. 会長、副会長および英文誌編集委員長は、編集委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第4条 編集委員および正副委員長の任期は2年とし、再選を妨げない。
2. 編集委員長、副委員長の連続3選はできない。
- 第5条 この規程の改正は、編集委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会和文誌編集委員会規定を一般社団法人日本鳥学会和文誌編集委員会規程に改正した。
2. この規程は2024年8月21日から施行する。

一般社団法人日本鳥学会鳥類保護委員会規程

第1条 一般社団法人日本鳥学会は、鳥類とその生息環境の保護・保全（管理を含む）を図ることを目的に、鳥類保護委員会（以下、委員会という）を設ける。

第2条 委員会は上記の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する。

2. 委員の任期は2年とし、5期を超えて連続して務めることはできない。ただし、追加任命の委員の任期は委員長の残任期間と同じとする。

第4条 委員会は、委員候補者を会長に推薦するものとする。

2. 委員候補者は、鳥類保護管理に必要な学識または実務経験を備えた会員であることとし、幅広い分野の人材の獲得に努めることとする。

3. 委員候補者の推薦に先立って、当該候補者の内諾を得ることとする。

第5条 委員長、副委員長は委員の互選によって選出する。

2. 委員長は委員会を召集し、議長となる。

3. 副委員長は2名までとし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。

4. 委員長、副委員長の任期はそれぞれ2年とし、2期を超えて連続して務めることはできない。

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2. 委員会は少なくとも年に1回は開くこととする。

第7条 委員会には、委員のほか専門員を置くことができる。

2. 専門員の任期は2年間とし、特定の案件についての専門的知見を求めるために、専門的知識を有する者（学会員でない者を含みうる）を委員長が委嘱する。専門員は諮問された案件について委員長に適宜報告を行う。専門員の任期の終了日は、当該専門員を委嘱する委員長の任期の終了日を超えることができない。

第8条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会鳥類保護委員会規定を一般社団法人日本鳥学会鳥類保護委員会規程に改正した。

2. この規程は2024年8月21日から施行する。



一般社団法人日本鳥学会日本産鳥類記録委員会規程

第1条 一般社団法人日本鳥学会は、定期的な日本産鳥類目録の作成、刊行のために必要な新記録種、新分布記録等についての正確な情報収集ならびに公表を目的として、日本産鳥類記録委員会（以下、委員会という）を設ける。

第2条 委員会は、上記の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する。

2. 委員長、副委員長は委員の互選によって選出する。
3. 委員長は委員会を招集し、議長となる。
4. 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。
5. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
6. 委員会は、少なくとも年に1回は開くこととする。

第4条 委員等の任期

- 1) 記録委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 2) 委員長、副委員長の連続3選はできない。

第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会日本産鳥類記録委員会規定を一般社団法人日本鳥学会日本産鳥類記録委員会規程に改正した。
2. この規程は2024年8月21日から施行する。

一般社団法人日本鳥学会鳥類目録編集委員会規程

第1条 一般社団法人日本鳥学会は、日本産鳥類の分類学的な検討と整理、定期的な日本鳥類目録の編集ならびにそれらの公表を目的として、鳥類目録編集委員会（以下、委員会という）を設ける。

第2条 委員会は、上記の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する。

2. 委員長1名、副委員長若干名は委員の互選によって選出する。

3. 委員長は委員会を招集し、議長となる。

4. 委員長が事故あるときは、副委員長がこれを代行する。

5. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

6. 委員会は、少なくとも年に1回は開くこととする。

第4条 委員等の任期

1) 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

2) 委員長、副委員長の連続3選はできない。

第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会鳥類目録編集委員会規定を一般社団法人日本鳥学会鳥類目録編集委員会規程に改正した。

2. この規程は2024年8月21日から施行する。

一般社団法人日本鳥学会大会支援委員会規程

第1条 一般社団法人日本鳥学会は、年次大会を円滑に運営するため、大会支援委員会（以下、委員会という）を設ける。

第2条 委員会は、上記の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- 1) 大会実行委員会の支援
- 2) 年次大会関連情報の更新と保管
- 3) 年次大会開催地の選考
- 4) 大会参加費振込口座の管理と大会会計の支援
- 5) その他、年次大会に必要な活動

第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する。委員長、副委員長は委員の互選によって選出する。

2. 委員長は委員会を召集し、議長となる。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。
4. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
5. 委員会は少なくとも年に1回は開くこととする。

第4条 委員等の任期

- 1) 鳥学会大会支援委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2) 委員長、副委員長を連続5年以上務めることはできない。

第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会大会支援委員会規定を一般社団法人日本鳥学会大会支援委員会規程に改正した。
2. この規程は2024年8月21日から施行する。

一般社団法人日本鳥学会企画委員会規程

第1条 一般社団法人日本鳥学会は、広い視野に立って鳥学研究の促進をはかるため、企画委員会を設ける。

第2条 企画委員会は上記の目的を達成するため、必要な活動を行う。

- 1) シンポジウム、国際鳥学セミナー、講演会などを企画する。
- 2) 鳥学研究に役立つ、公開あるいは募集制によるワークショップおよび講座を企画あるいは援助する。
- 3) 鳥学研究にたずさわる者が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる研究環境づくりのために男女共同参画活動を行う。
- 4) そのほか会長あるいは理事会からの鳥学研究を促進する企画や学会活動に関する諮問にもとづきそれを協議するとともに、これらに関する提言をする。

第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する。委員長、副委員長は委員の互選によって選出する。

2. 委員長は委員会を、年1回程度召集し、議長となる。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。
4. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
5. 委員会は、委員以外の会員を含めた作業部会を設置し、企画の立案実行を促進することができる。

第4条 委員の任期は2年とし、再選は妨げないが、委員長、副委員長の連続3選はできない。

第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会企画委員会規定を一般社団法人日本鳥学会企画委員会規程に改正した。

2. この規程は2024年8月21日から施行する。

一般社団法人日本鳥学会広報委員会規程

第1条 一般社団法人日本鳥学会は、会員に情報を迅速に提供するとともに、会員以外の者に対して鳥学会の活動をアピールすることで、鳥学および鳥学会の発展に寄与することを目的として、広報委員会（以下、委員会という）を設ける。

第2条 委員会は、上記の目的を達成するために、学会ホームページを管理・運営し、関連委員会と連携しながら以下の必要な活動を行う。

- 1) 学会事務局および入会案内の情報提供
- 2) 日本鳥学会誌およびOrnithological Scienceの目次・要約の情報提供
- 3) 一般社団法人日本鳥学会大会に関する情報提供
- 4) その他、学会からの最新情報の提供

第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する。委員長、副委員長は委員の互選によって選出する。

2. 委員長は委員会を召集し、議長となる。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。
4. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
5. 委員会は少なくとも年に1回は開くこととする。

第4条 委員等の任期

- 1) 鳥学会広報委員の任期は2年とし、委員の在任期間は連続5期までとする。欠期間を経ての再任は妨げない。
- 2) 委員長、副委員長の連続3選はできない。

第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会広報委員会規定を一般社団法人日本鳥学会広報委員会規程に改定改正した。
2. この規程は2024年8月21日から施行する。

一般社団法人日本鳥学会図書管理委員規程

第1条 一般社団法人日本鳥学会は、本会所有図書の管理に関わる実務を滞りなく遂行し、鳥類学をはじめ諸学問の発展に供することを目的に、図書管理委員を設ける。

第2条 委員は、以下の必要な活動を行う。

- 1) 雑誌の交換に関わる実務
- 2) 図書の保管委託に関わる実務
- 3) 雑誌交換先についての理事会への推薦

第3条 委員は、会長が理事会に諮って任命する。

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第5条 この規程の改正は、図書管理委員の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会図書管理委員規定を一般社団法人日本鳥学会図書管理委員規程に改正した。

2. この規程は2024年8月21日から施行する。

[付記]

1. 交換相手の名簿は図書管理委員が保管、維持する。
2. 交換雑誌の受領は図書管理委員が行う。交換雑誌の受領先は、国立科学博物館筑波地区気付日本鳥学会とする。
3. 受領した交換雑誌の保管と管理は、本会と国立科学博物館との協定に変更がない限り、国立科学博物館図書室が行い、交換図書の利用（コピーサービスを含む）も国立科学博物館図書規定による。図書管理委員は必要に応じ、委託先の国立科学博物館と協議する。
4. 交換相手への本会出版物の送付は、本会事務局（または本会事務局が委託した業者）が行う。

## 日本鳥学会誌投稿規程

## 第1条 論文の種類

日本鳥学会誌（Japanese Journal of Ornithology：略称は日鳥学誌/Jpn. J. Ornithol.）は毎年1巻2号を発行し、広く鳥学に関する原著論文、総説、短報、技術報告、観察記録、意見、英文誌論文要旨、会記、フォーラム（評論、書評など）を掲載する。

## 第2条 投稿資格

投稿の第一著者あるいは責任著者は本学会員のみとする。ただし、編集委員会が認めた場合は、この限りではない。投稿論文は、未発表であるとともに、同時期に他の雑誌に投稿されていないものに限る。すべての共著者から、内容並びに投稿への同意が明示的に得られている必要がある。

## 第3条 使用言語と原稿枚数

使用言語は日本語とし、要旨、図表およびその説明には英語もつける。原稿はできる限り簡素にまとめ、刷り上がりで概ね20頁までを目安とする。これを越えた分については超過料金を請求することがある。

## 第4条 受付と受理

投稿原稿が本規程第9条の要件を満たしていると認められた場合、原稿の到着日をもって受付日とする。また、本規程第5条の手続きに従い掲載を認められた日をもって受理日とする。

## 第5条 査読

原著論文、総説、短報、技術報告、観察記録、意見の投稿原稿は、2人以上のレフリーによる査読を受ける。編集委員長は、レフリーの意見に基づき掲載の採否を決定する。また、編集委員長は著者に対して内容の変更、字句の修正などを要求することができる。著者は、「日本鳥学会誌投稿手引き」に定める期限内に修正原稿を提出する。期限内に提出されない原稿は、著者による原稿取り下げとみなす。英文誌論文要旨、会記、フォーラムの原稿については、原則として編集委員長の判断により採否を決定する。

## 第6条 校正

著者校正は、原則として初校のみとし、再校以降は編集委員長に一任する。

## 第7条 費用の負担

カラー製版その他によって生じた特別の費用、および受理後の原稿・図版の訂正・修正にともなう費用については著者の負担とする。

## 第8条 著作権

掲載論文の著作権は本会に帰属する。

## 第9条 執筆要領

具体的な原稿作成方法の詳細については、「日本鳥学会誌投稿手引き」に定める。本規定および「日本鳥学会誌投稿手引き」に従わない原稿は、編集委員長の判断において受け付けない場合がある。

## 第10条 規程の改正

本規程の改正は、和文誌編集委員会の助言のもとに、が行い、理事会が決議することにより発効する。

## 附則

1. 法人化に伴い日本鳥学会誌投稿規定を一般社団法人日本鳥学会誌投稿規程に改正した。
2. この規程は2024年8月21日から施行する。

## Ornithological Science 投稿規程

## 第1条 論文の種類

Ornithological Scienceは、日本鳥学会英文誌として毎年1巻2号を発行し、広く鳥学に関する原著論文、総説、短報、技術報告、意見を掲載する。

## 第2条 投稿資格

投稿資格は本会会員に限らない。投稿論文は未発表であるとともに、同時期に他の雑誌に投稿されていないものに限る。

## 第3条 使用言語と原稿枚数

使用言語は英語とする。原稿の長さはInstructions for Authorsに規定する範囲とし、これを越えるものについては超過料金を請求する場合がある。

## 第4条 受付と受理

投稿原稿が本規程第10条の要件を満たしていると認められた場合、原稿の到着日をもって受付日とする。また、本規程第5条の手続きに従い、掲載を認められた日をもって受理日とする。

## 第5条 査読

原著論文、総説、短報、技術報告、意見の投稿原稿は、編集委員長および編集委員長の委嘱を受けた当該論文に責任を持つ編集幹事の判定を経たうえで、2人以上の査読者による査読を受ける。編集幹事は、査読者の意見に基づき、著者に対して内容の変更、字句の修正などを要求することができる。著者は、Instructions for Authorsに定められた期限内に修正原稿を提出することとするが、事情により期限内に再提出が困難である場合はその旨を編集幹事に連絡する。却下と判断された論文の著者から期限内に異議申し立てがあれば、編集委員長の判断で再審査を行う場合がある。

## 第6条 校正

原則として著者校正は初校のみとし、再校以降は編集委員会に一任する。

## 第7条 費用の負担

カラー製版その他によって生じた特別の費用、および本規程第8条に定める著作権移譲後の原稿・図版の訂正・修正にともなう費用については著者の負担とする。別刷は30部まで著者に無償で提供されるが、追加での請求は有償となる。

## 第8条 著作権とプレプリント

受理後、本会による英文校閲を経た論文の著作権は本会に帰属する。ただし、投稿前の原稿を機関リポジトリやプレプリントサーバーに掲載・公開することについては、著者の裁量として認められる。必ず投稿時に投稿前の原稿を公開済みあるいは公開を予定していることを示し、公開後は公開しているURLも連絡すること。

## 第9条 研究不正と出版倫理

投稿原稿においては、多重投稿・データねつ造・剽窃・不適切なオーサーシップ・利益相反関係の未報告などの研究不正行為があってはならない。編集委員会は出版倫理に基づき、研究掲載論文の査読・編集に当たり研究不正行為が行われていないか随時確認を行う。投稿された原稿に不正行為が疑われる場合、事実関係の調査を行う。調査の結果、意図的な不正行為が明らかであった場合、原稿の却下や著者所属機関への研究不正の通報を含めた厳正な対応をとる場合がある。本誌掲載後の論文に不正行為の告発があった場合についても事実関係の調査を行い、論



文取り下げを含めた適切な対応を行う。研究不正事案の事実関係調査などの対応については出版倫理委員会（非営利団体Committee on Publication Ethics, COPE）のガイドライン(日本語 <https://publicationethics.org/resources/flowcharts/japanese-all-flowcharts>; 英語 <https://publicationethics.org/guidance/Flowcharts>)に準じる形で実施される。

#### 第10条 執筆要領

具体的な原稿作成方法の詳細については、Instructions for Authorsに定める。本規定およびInstructions for Authorsに従わない原稿は、編集委員長の判断において受け付けない場合がある。

#### 第11条 規程の改正

本規程の改正は、英文誌編集委員会の助言のもとに、理事会の決議により発効する。

#### 附則

1. 法人化に伴いOrnithological Science投稿規定をOrnithological Science投稿規程に改正した。
2. この規程は2024年8月21日 から施行する。

## 法人移行に対応した基金運営委員会関連の規程類の改正（案）

一般社団法人日本鳥学会事務局

法人移行に対応した基金運営委員会関連の規程類は、2024年8月21日に開催した第3回理事会と同日28日に開催した臨時代議員総会で意見聴取を行って、2024年11月開催予定の第4回理事会での決議を目指して、改正作業を進めています。

一般社団法人の「基金」とは、社員や社員以外の第三者から集めた法人の活動資金、基礎財産のことで、一定の要件や合意のもとに返還義務を負います。また、定款に基金に関する条項を新たに定めなければ、基金を募集することができません。一般社団法人日本鳥学会では、定款に基金の条項は定めていません。旧任意団体の日本鳥学会では、寄付金を「基金」として扱っていましたが、これは一般社団法人の基金の定義とは異なり、寄付金は一般社団法人の基金に該当しません。このため基金運営委員会の名称を変更することを検討しています。

改正前	改正後
日本鳥学会基金運営委員会	→ 一般社団法人日本鳥学会 学会賞選考委員会
日本鳥学会〇〇規定	→ 一般社団法人日本鳥学会〇〇規程 (黒田賞、内田奨学賞、中村司奨励賞)
日本鳥学会基金運営委員会規定	→ 一般社団法人日本鳥学会 学会賞選考委員会規程
日本鳥学会基金運用規定	→ 一般社団法人日本鳥学会 寄附金等に関する規程
基金	→ 特定目的寄附金又は学会寄附金

## ・3タイプの寄附金

(1) 一般寄附金（一般会計に組み込む）、(2) 公募型寄附金（特別会計の特定目的寄附金に組み込む）、(3) 使途特定寄附金（特別会計の特定目的寄附金に組み込む）

## ・特別会計のこれまでの「基金」を「特定目的寄附金」と「学会寄附金」に大別する。

特定目的寄附金：黒田賞や内田奨学賞などの各財源となる寄附金。各賞の財源となる寄附金を個別に定期預金に預けて、利息は学会寄附金に組み込む。

学会寄附金：学会基金（過去に一般会計から特別会計に寄附された寄附金を財源とする基金）と小口基金（小額寄附金専用の基金）の財源を一つにまとめた寄附金。定期預金と普通預金に分けて預ける。覚書により元本を費消できない財源をもつ学会賞の賞金は、学会寄附金の普通預金から支出すると管理しやすい。

## ・特別目的寄附金及び学会寄附金の元本の確定方法

旧任意団体の「基金」から引き継ぐ「特別目的寄附金」と「学会寄附金」の場合

→ 原則として寄託された金銭から2023年12月末までの消費額を差し引き、当該基金の運用益を繰り入れたものとする。

法人移行後の新たな寄附金を財源とする「特別目的寄附金」の場合

→ 基金を設定した際に寄託された金銭（債券、有価証券を含む。）をいう

2025 年度大会開催地

2025 年度大会開催候補地

大会開催地：北海学園大学 & 北海道大学

大会事務局：調整中

実行委員会役員（予定）

大会会長：早矢仕有子（北海学園大学） & 高木昌興（北海道大学）

大会実行委員長：江田真毅

大会事務局長：調整中

## 日本鳥学会 2023 年度決算（案） 概要説明

2024年3月 会計幹事 植田睦之

通常会計は2023年度は、予定通り、和文英文誌を2号ずつ発行し、金沢大会を現地開催することができました。また、法人化、英文誌の冊子体の廃止などを進めることができました。ただし、鳥類目録を発行することができず、その部分で決算に大きな変化が出ています。

特別会計は黒田賞と内田奨学賞は受賞者がでましたが、中村司奨励賞は受賞者はなく、津戸基金シンポも応募がありませんでした。

### 1. 通常会計収入

#### 1. 会員収入

- 2023年度は6,276,000円だった。昨年度と比較して約14万円増加し、普通・学生・団体会員ともに会員数が増加した

#### 2. 鳥類目録売り上げ

- 2023年度は43,500円だった（9冊）。予算よりも約395万円減少した。これは、2023年度に販売を見込んでいた鳥類目録第8版が販売できなかったためである。

#### 3. 用語集等売り上げ

- 2023年度は63,000円だった（22冊）。予算よりも約1万円増加した。

#### 4. 電子ジャーナル売上げ

- 2023年度は1,726,030円であり、昨年度と比較して約26万円増加した。電子ジャーナルの売り上げは年々増加傾向にある。

#### 5. 雑収入

- 著作権料、学会誌購読の売上、論文のカラーページの著者負担分等が含まれる。2023年度は316,621円であり、このうち著作権料が約15万円、カラーページ印刷代が約8万円、購読が6万円を占めた。

#### 6. 利子収入

- 2023年度は119円だった。

#### 7. 会員寄付金

- 会員から20件の寄付があり、合計54,110円となった。

#### 8. 大会準備金返還

- 金沢大会に支出した100万円が返金された。

### 単年度収入合計

- 2023年度は9,479,380円であり、予算から約356万円減少した。減少した最大の理由は、400万円の売り上げを見込んでいた鳥類目録第8版が販売できなかったためであり、その次に大会準備金返還である（-65万円、ただし支出もなく、返金されなかったわけではない）。その一方、会費収入（+52万円）、電子ジャーナル売上（+42万円）は増加した。
- なお会員寄付金は、特別会計に全額寄付するため、通常会計の収支としては±0である。

## 2. 通常会計支出

### 1. 事業費

- 全体額は 7,056,341 円であり、予算から約 366 万円減少した。支出減の主な理由は、鳥類目録第 8 版の延期等に伴う委員会支出の減少（-225 万円）であり、次いでその他（-72 万円、大会準備金）と学会誌（-35 万円）である。予算よりも大きく増加した項目はなかった。その結果、予算よりも支出額が大幅に減少した。

#### a. 学会誌

- 5,708,312 円と、予算から約 35 万円減少した。この理由は、印刷製本費が少なかったためである。

#### b. 委員会

- 263,460 円と、予算から約 257 万円減少した。減少した最大の理由は、鳥類目録第 8 版の販売延期にともなう印刷製本・発送費等の支出がなくなったことによる。

#### c. 出版物

- 予算内で収まっている。

#### d. その他

- 昨年同様、会員寄付金 54,110 円は特別会計へ移動した（=通常会計支出）。したがって寄付金は、通常会計収支としては±0 となっている。

### 2. 事務費

- 全体額は 2,732,654 円と、予算から約 11 万円増加した。これは事務外注費が多くを占めた。

#### a. 事務外注費

- 1,728,229 円と、予算より約 11 万円増加した。用語集や学会誌売上増加による事務手数料、法人化やペーパーレスなどに伴うメール配信などにより支出が増加した。

#### b. 役員選挙費

- 154,000 円で、予算額とほぼ一緒だった。

#### c. 役員旅費

- 使用しなかった。

#### d. 印刷費

- 200,690 円と、予算額とほぼ一緒だった。

#### e. 通信費

- 132,441 円と、予算から約 2 万円減少した。

## 3. 通常会計収支

- 単年度収支は -309,615 円の赤字となり、予算から約 4 万円改善した。鳥類目録の販売延期にともなう収支の悪化があった反面、会費収入や電子ジャーナルの売り上げ増でそれを補った。

#### **4. 特別会計**

##### **A. 収入**

- 会員から 54,110 円の寄付があった。

##### **B. 支出**

- 黒田賞（澤田 明氏）の副賞として 100,000 円，内田奨学賞（溝田浩美氏・伊関文隆氏）の副賞として 50,000 円支出した。中村司奨励賞は応募者なしとなった。

##### **C. 単年度収支**

- -96,072 円の赤字となった。

#### **5. その他**

通常会計は赤字が続いている。今年度も法人化に関わる経費もあり、赤字を見込んでいる。赤字が常態化することを防ぐために、これまでは特別会計に寄付されることが多かった「大会余剰金」を、通常会計に組み入れること、また支出の大きな割合を占める英文誌のペーパーレス化により将来の改善を見込んでいる。

## 貸借対照表

2023年12月31日現在

日本鳥学会  
一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	13,000,688	12,010,594	990,094
現金	33,240	8,993	24,247
ゆうちょ(会費)	2,979,263	3,210,738	△ 231,475
ゆうちょ(図書)	359,086	158,780	200,306
三菱UFJ	46,737	172,027	△ 125,290
みずほ普通	43,541	43,986	△ 445
みずほ定期	6,500,000	6,500,000	0
りそな	3,038,821	1,916,070	1,122,751
未収会費	540,000	0	540,000
未収金	20,000	1,020,000	△ 1,000,000
流動資産合計	13,560,688	13,030,594	530,094
資産合計	13,560,688	13,030,594	530,094
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	61,292	73,583	△ 12,291
前受会費	4,711,000	3,856,000	855,000
仮受金	0	3,000	△ 3,000
流動負債合計	4,772,292	3,932,583	839,709
負債合計	4,772,292	3,932,583	839,709
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	8,788,396	9,098,011	△ 309,615
一般正味財産合計	8,788,396	9,098,011	△ 309,615
正味財産合計	8,788,396	9,098,011	△ 309,615
負債及び正味財産合計	13,560,688	13,030,594	530,094

日本鳥学会2023年度 決算書 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

I 通常会計

A 収入	2022年度決算	2023年度予算	2023年度決算	備考
1 会費収入	<b>6,135,000</b>	<b>5,756,000</b>	<b>6,276,000</b>	未収会費 540,000を含む
a 普通会員会費	5,203,000	4,970,000	5,307,000	
b 維持会員会費	150,000	140,000	140,000	
c 学生会員会費	462,000	366,000	489,000	
d 団体会員会費	320,000	280,000	340,000	
2 鳥類目録売り上げ	<b>43,500</b>	<b>4,000,000</b>	<b>43,500</b>	9冊
3 用語集等売り上げ	<b>31,800</b>	<b>24,000</b>	<b>63,000</b>	22冊
4 電子ジャーナル売り上げ	<b>1,459,567</b>	<b>1,300,000</b>	<b>1,726,030</b>	電子ジャーナル売上
5 雑収入	<b>301,998</b>	<b>250,000</b>	<b>316,621</b>	学術著作権複写使用料、雑誌購読料、カラー著者負担等、未収金20,000を含む
6 利子収入	<b>114</b>	<b>110</b>	<b>119</b>	
7 会員寄付金 (特別会計へ)	<b>35,500</b>	<b>50,000</b>	<b>54,110</b>	15名の寄付
8 大会準備金返還	<b>1,000,000</b>	<b>1,664,177</b>	<b>1,000,000</b>	2023年度大会より100万円を返還
<b>単年度収入合計</b>	<b>9,007,479</b>	<b>13,044,287</b>	<b>9,479,380</b>	

B 支出

1 事業費	7,135,111	10,717,827	7,056,341	
a 学会誌	<b>5,813,561</b>	<b>6,060,000</b>	<b>5,708,312</b>	英文誌：22(1)(2) 和文誌：72(1)(2)
1) 編集費	1,115,542	860,000	853,677	電子投稿システム年間利用料、編集補助アルバイト代
2) 英文校閲費	300,000	300,000	300,000	
3) 印刷製本費	3,586,444	4,000,000	3,729,802	
4) 会員向け送料	811,575	900,000	824,833	
b 委員会	<b>201,097</b>	<b>2,833,650</b>	<b>263,460</b>	
1) 日本産鳥類記録委員会	0	60,000	0	資料費として計上したが支出なし
2) 鳥類分類委員会	6,892	57,000	14,507	Bird of the World契約料
3) 企画委員会	115,875	171,000	44,460	鳥の学校関連
4) 広報委員会	30,173	60,000	30,173	レンタルサーバー代、ドメイン更新料
5) 基金運営委員会	17,160	17,160	17,160	貸金庫
6) 鳥類保護委員会	0	50,000	0	要望書提出旅費として計上したが支出なし
7) 目録編集委員会	27,142	2,305,490	48,210	データ整理人件費。目録の印刷・発送等も計上したが支出なし
8) 図書管理委員	3855	113,000	108,950	作業補助謝金
c 出版物	<b>14,953</b>	<b>20,000</b>	<b>459</b>	
1) 出版物送料	14,953	20,000	459	
d その他	<b>1,105,500</b>	<b>1,804,177</b>	<b>1,084,110</b>	
1) 負担金	10,000	30,000	30,000	男女共同参画学協会会費、自然史学会連合負担金
2) 寄付 (特別会計へ)	35,500	50,000	54,110	会員寄付金
3) 大会準備金	1,000,000	1,664,177	1,000,000	金沢大会準備金
4) 大会託児室	60,000	60,000	0	大会経費から支出のため学会からの支出無し



2 事務費	2,740,575	2,620,000	2,732,654	
a 事務外注費	1,784,212	1,620,000	1,728,229	会員管理、会計管理、出版物発送、マイページ運用
b 役員選挙費	-	150,000	154,000	
c 役員旅費	0	10,000	0	
d 印刷費	284,372	200,000	200,690	会費請求書、学会封筒、書面総会資料等
e 通信費	240,939	150,000	132,441	書面総会資料郵送等
f 雑費	51,045	50,000	62,255	表彰状製作費、ウェブ会議アカウント等
g 会費納入手数料	380,007	440,000	455,039	銀行、郵便局手数料、マイページ利用料
3 予備費	0	50,000	0	
単年度支出合計	9,875,686	13,387,827	9,788,995	

C 収支

1 前年度繰越金	9,966,218	9,098,011	9,098,011
2 単年度収支	-868,207	-343,540	-309,615
3 次年度繰越金	9,098,011	8,754,471	8,788,396

II 特別会計

A 収入	2022年度決算	2023年度予算	2023年度決算	備考
1 特別会計寄付収入(個人)	35,500	50,000	54,110	
2 特別会計寄付収入(大会)	-	-	-	
3 利子収入	486	2,000	456	
4 その他	0	0	0	
単年度収入合計	35,986	52,000	54,566	

B 支出

1 内田奨学賞副賞	50,000	50,000	50,000
2 黒田賞副賞	100,000	100,000	100,000
3 中村司奨励賞副賞	0	50,000	0 応募者なし
4 IOC助成(伊藤基金)	0	-	-
5 津戸基金シンポ	100,000	100,000	0 応募者なし
6 その他	0	0	0
7 雑費	200	2,000	638
単年度支出合計	250,200	302,000	150,638

C 収支

1 前年度繰越金	31,922,042	31,707,828	31,707,828
2 単年度収支	-214,214	-250,000	-96,072
3 次年度繰越金	31,707,828	31,457,828	31,611,756

上記の通り、相違ありません。

2024年2月28日

森口 紗千子



関 伸一



日本鳥学会2024年度予算

自2024年1月1日 至2024年12月31日

I 通常会計

A 収入	2024年度予算	7/31実績	進捗
1 会費収入	5,973,000	6,230,000	104%
a 普通会员会費	5,075,000	5,272,000	104%
b 維持会員会費	140,000	130,000	93%
c 学生会員会費	438,000	528,000	121%
d 団体会員会費	320,000	300,000	94%
2 鳥類目録売り上げ	4,000,000	17,500	0%
3 用語集等売り上げ	31,200	21,600	69%
4 電子ジャーナル売り上げ	1,300,000	1,981,089	152%
5 雑収入	250,000	54,095	22%
6 利子収入	110	51	46%
7 寄付金	50,000	191,075	382%
8 大会準備金返還	1,664,177	-	121%
単年度収入合計	13,268,487	14,725,410	121%

B 支出

1. 事業費	11,123,827	7,742,562	70%
a 学会誌	6,175,000	2,660,239	43%
1) 編集費	975,000	330,928	34%
2) 英文校閲費	300,000	334,112	111%
3) 印刷製本費	4,000,000	1,751,695	44%
4) 会員向け送料	900,000	243,504	27%
b 委員会	3,124,650	167,572	5%
1) 日本産鳥類記録委員会	60,000	-	0%
2) 鳥類分類委員会	57,000	-	0%
3) 企画委員会	62,000	-	0%
4) 広報委員会	60,000	29,040	48%
5) 基金運営委員会	17,160	-	0%
6) 鳥類保護委員会	50,000	-	0%
7) 目録編集委員会	2,705,490	94,760	4%
8) 大会支援委員会	-	-	-
9) 図書管理委員	113,000	43,772	39%
c 出版物	20,000	8,470	42%
1) 出版物送料	20,000	8,470	42%
d その他	1,804,177	1,035,000	57%
1) 負担金	30,000	35,000	117%
2) 寄付 (特別会計へ)	50,000	-	0%
3) 大会準備金	1,664,177	1,000,000	60%
4) 大会託児室	60,000	-	0%
2. 事務費	3,430,000	984,597	29%
a 事務外注費	2,620,000	590,102	23%
b 役員選挙費	-	-	-
c 役員旅費	10,000	-	0%
d 印刷費	200,000	50,772	25%
e 通信費	150,000	31,381	21%
報酬		179,930	
f 雑費	50,000	14,555	29%
g 会費納入手数料	400,000	117,857	29%
3. 予備費	50,000	-	0%
単年度支出合計	14,603,827	4,855,878	33%

C 収支

1. 単年度収支	-1,335,340	3,635,632	-272%
----------	------------	-----------	-------

## II 特別会計

A 収入		2024年度予算	7/31実績	
1	特別会計寄付収入(個人)	50,000	-	0%
2	特別会計寄付収入(大会)	-	-	-
3	利子収入	2,000	0	0%
4	その他	-	-	-
合計		<b>52,000</b>	<b>-</b>	<b>0%</b>

  

B 支出		2024年度予算	7/31実績	
1	内田奨学賞副賞	50,000	-	0%
2	黒田賞副賞	100,000	-	0%
3	中村司奨励賞副賞	50,000	-	0%
4	IOC助成	-	-	-
5	津戸基金シンポ	100,000	100,000	100%
6	その他	-	-	-
7	雑費	2,000	-	0%
合計		<b>302,000</b>	<b>100,000</b>	<b>33%</b>

  

C 収支		2024年度予算	7/31実績	
1	単年度収支	-250,000	-100,000	40%